

# 総務事業常任委員会会議録

令和5年3月2日

忠岡町議会

## 忠岡町議会総務事業常任委員会会議録

日 時 令和5年3月2日(木) 午前9時58分開会

場 所 委員会室

### 1. 出席委員

総務事業常任委員会委員長	松井 匡仁
〃 副委員長	今奈良幸子
〃 委員	和田 善臣
〃 委員	北村 孝
〃 委員	二家本英生
〃 委員	河野 隆子

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 出席理事者

町 長	杉原 健士	副 町 長	井上 智宏
教 育 長	富本 正昭	町長公室長	立花 武彦
町長公室次長兼企画人権課長		町長公室次長兼総務課長	南 智樹
	明松 隆雄	秘書人事課長	中定 昭博
財政課長	岩佐 式人	危機管理課長	小倉由紀夫
住民部長	谷野 栄二	住民部次長兼生活環境課長	
税務課長	長谷川大志		新城 正俊
住民課長	大谷 貴利	産業まちづくり部長	村田 健次
産業振興課長	橋本 珍彦	建設課長	坂本 健三
下水道課長	安藤 俊紀	会計管理者兼会計課長	春日 正人
消 防 長	森下 孝之	消防次長兼消防予防課長	岸田 健二
消防署長兼消防警防課長	下川 浩幸	消防総務課長	森田 憲久

### 1. 本議会の職員

事務局長	柏原 憲一
主 査	酒井 宇紀
主 査	岩間早百合

委員長（松井匡仁議員）

おはようございます。

委員皆様方には、ご多忙のところご参集くださいます、誠にありがとうございます。

ただいまから総務事業常任委員会を開会いたします。

（「午前9時58分」開会）

委員長（松井匡仁議員）

本日の会議は傍聴を許可しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

委員長（松井匡仁議員）

なお、本日の出席委員は全員でございますので、委員会は成立いたしております。

委員長（松井匡仁議員）

会議録署名委員は、委員会条例第26条の規定によりまして、12番・河野隆子委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

委員長（松井匡仁議員）

では、開会に先立ち、杉原町長よりご挨拶を頂きます。

町長（杉原健士町長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

杉原町長。

町長（杉原健士町長）

皆さん、おはようございます。早朝よりご参集ありがとうございます。

今日は、第1回の定例会に向けての総務事業常任委員会ということで、皆様、いろいろと案件がありますけれども、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

国のほうでは、予算のほうで衆議院を通過したということで、いよいよ新年度へ向けてスタートを切ったのかなというところでございますけれど、本町といたしましても、今回の予算につきましてもいろいろとありますけれども、どうぞよろしくご審議のほどお願いいたしまして、来る本会議ではご賛同、ご可決いただきますようよろしくお願いいたしまして、開会のご挨拶にさせていただきます。本日は誠にご苦労さまでございます。

委員長（松井匡仁議員）

ありがとうございました。

それでは、2月28日の本会議におきまして本委員会に付託を受けました議案3件の審査を行います。

これより議事に入ります。議案書に基づき議事を進めてまいります。

説明者は、ページ数を言ってから説明をお願いいたします。

また、発言の際は、議員・理事者の皆さん、「委員長」と言っていただき、私がお名前をお呼びしてから発言をしていただきますようよろしくお願いいたします。

また、発言の際は、マイクのスイッチを押してから発言されますよう、よろしくお願いいたします。

委員長（松井匡仁議員）

案件1 令和5年第1回忠岡町議会定例会付託案件についてを、議題といたします。

委員長（松井匡仁議員）

議案第4号 忠岡町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを、担当課より説明を求めます。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

議案書の33ページをお願いいたします。議案第4号、忠岡町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、ご説明させていただきます。お手元の議案第4号総務課資料も併せてご覧ください。

現在、本町の個人情報保護条例は、実施機関が保有する自己に関する個人情報の開示や訂正等を求める権利を明らかにするとともに、個人情報の取扱いに関する手続等について必要な事項を定め、運用しています。この条例制定に関しましては、令和3年5月19日にデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、個人情報の保護に関する法律が改正され、国・地方公共団体・民間事業者等における個人情報保護制度は全国共通ルールで運用することを目的として、個人情報保護法、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の3法が、個人情報保護法に統合され一本化されることになりました。

地方公共団体が個人情報保護制度の運用について条例で定めることができる内容は、法律から委任された事項や条例の規定が許容される事項に限定されることから、本町の個人情報保護制度の運用状況等を踏まえながら、改正後の個人情報保護法により制度を運用するに当たり必要な事項を規定するため、本条例を制定するものでございます。

条例の内容でございますが、第1条では趣旨規定を法に基づき必要事項を定め、第2条は定義として各実施機関を特定するもので、第3条におきましては法律で開示請求をする

者は、政令で定めるところにより実費の範囲内において手数料を納めなければならないとの規定がありますが、手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならないとされていることから、本町では手数料の額は現行と同様に無料といたします。また、写しの作成や送付に要する費用につきましても、今までと同様に納めていただくことといたします。

第4条から第14条までにつきましては、本町の個人情報保護審査会に係る審査請求の審理手続等について必要な事項を定めており、第15条は現行と同様に運用状況を公表することとしたものでございます。

法改正による影響でございますが、現行では開示請求者は本人または法定代理人のみでありましたが、新たに任意代理人でも請求が可能となることや、開示請求に係る決定期間が15日以内から30日以内になるなど変更となります。

また、本条例の制定に伴い、附則において現行の忠岡町個人情報保護条例及び国の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号利用法の規定におきましても、直接地方公共団体に適用されることとなったことから、忠岡町特定個人情報保護条例の廃止、並びに経過措置規定を置き、またこれらの廃止に伴い、忠岡町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、及び特定個人の提供に関する条例中に引用している条例名を削除するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

委員長（松井匡仁議員）

説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

まず、この議案なんですけども、今回この法律施行条例ということで新たな条例が制定されるわけなんですけども、先ほど条例制定による変更及び影響ということで、資料の裏面のほうに影響を書いていただきましたけども、これ以外に何か住民の方が影響を受けることというのはございますでしょうか。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

主なものはご指摘いただいた、説明させていただいたとおりでございまして、ほかに特段影響はないものと思っております。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

今回、この条例を制定するに当たって、理事者からも最初に説明がありましたとおり、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律、こちらが国のほうで公布され、運用することになったので、それに当たる情報の公開というのも、これから匿名加工とか仮名加工とかしていったって、そういう形で民間事業者のほうに情報提供していくことにはなっていくと思うんですけども、現在のところ、忠岡町はこのことについてはどういうふうな形で運用されていくのでしょうか。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

今、ご質問いただきました本町が行う行政機関の匿名加工情報というお話を頂いたんですけども、現時点におきましては、法改正がなされたんですけども、法改正の中でも現在は都道府県並びに政令市的な大きな団体以外の市町村におきましては、任意で定めることができる、対応することができるという規定がございますので、それを踏まえて現時点では本町におきましては、現在はその規定については定めてはいないということでご理解いただけたらと思います。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

現時点では任意ということで、忠岡町では今回は定めていないということでしたけども、このデジタルDXというのは、国が今進めている中で、2026年から運用をしようとしています。そういった中で、今後、当然国が個人情報を管理することなので、当然今回、個人情報保護法が国に統一化ということでされてますけども、今後2026年に向けて、今は大きな都道府県とか政令市だけに匿名加工の条例とかは設置されてま

すけども、今後、忠岡町もそういったことを条例で決めなければいけない、そういったことは今後どのような形になっていくのでしょうか。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

先ほども申しあげましたように、現時点の法改正におきましては、大きい団体以外の自治体につきましては努力義務的な要素になっている法律でございますので、本町については定めがないということでございます。つきましては、今回の法改正におきましても、一定の期間、そういった小さい自治体等におきましての規定については、一定の期間は対応をする必要もないというような解釈でございますので、それを遵守したいというふうに考えてございます。

今後、一定の期間がどれぐらいまで、具体的な日を要するのかどうかというのは、そこはちょっと分かりませんが、その時期においては、国から何らかの通達等があると思しますので、その通達に従って適切に本町としては対応してまいりたいというふうに考えてございます。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

先ほども、小さい自治体であれば今回は任意ということで、しなくてもよい。ただ、今後、国のほうからそういった通知があれば、そういった条例の改正というのも考えなければいけないということで、どちらにしても今、国が2026年の自治体DXに向けて進んでいってるわけですから、それに向けた、国が統一化ということで進んでいってるわけですから、それに向けて、2026年に向けて小さな自治体もやはりそういった形で匿名加工の情報の定義等をつけないといけないというのが予想されると思います。

やっぱりこの匿名加工情報とか仮名加工情報というのは、本人が特定されないような形で民間事業者にデータを提供して、民間が活用するという形になっていくと思うんですけども、ただ、やっぱり忠岡町、公共が持っている個人のデータなので、それを1つだけ取るとデータの照合というのは、個人の特定というのはできないと思います。ただ、それを幾つか集めた場合、突合した場合に、個人情報特定されるおそれがあるんじゃないかということで、私たち日本共産党も国会でこの件に関してはちょっと反対しております。

やはり今回、忠岡町の個人情報保護条例、これが廃止されて、国の上位法という形で制定されるわけなんですけども、条例の目的というのが、国と忠岡町が設置している分はちょっと違うんですね。忠岡町というのは、条例の目的の第1条を読みますと、この条例は

「町の保有する個人情報の適正な取扱いに関して必要な事項を定めるとともに、自己の個人情報に関する開示、訂正及び利用停止等請求の権利を保障することにより、町政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利、利益を保護することを目的」と書いてます。

ただ、国の個人情報の目的によりますと、ちょっと最初のほうで「デジタル社会の進展に伴い、個人情報の利用が著しく拡大している」という、もう明らかに個人情報の利用、使っていくというのが目的とされて、最後のほうに「個人情報の適切かつ効果的な活用が新たな産業の創出、並びに活力ある経済社会、及び豊かな国民生活の実現に資するものであること、その他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利、利益を保護する」と目的ではなっています。

やっぱり今回この上位法の中で、新たな産業の創出ということが目的としてされています。やっぱりこの忠岡町初め行政が持っているいろんなデータを産業に活用していく、そういったことが今回の法律で盛り込まれています。やっぱり行政が持っているデータというのは、当然保護は必ず必要になってくると思います。そういった中で、忠岡町の個人情報保護条例よりも少し弱い法律が国の法律で定められている。そういった中で、今回、この忠岡町の個人情報保護条例が廃止されるというのであれば、やっぱり現在のところは匿名加工とかはしないということになってますけども、やっぱり今後、国のほうからそういった通知を受けて、匿名加工とか仮名加工とかもやらなければならない、そういったことも恐らく近い将来なってくると思います。

やっぱりそれはどこで、民間にデータを渡すことによって、どこで個人の情報が漏れるかわからない、そういった危険性がやっぱりあると思います。だから、その個人情報、せっかく各自治体で制限すべき個人情報というのはあるんで、やっぱりその条例をそのまま生かしたほうが、個人のプライバシーとか基本的人権とかは守れるんじゃないかと思いません。

そういった点で、今回この条例が、忠岡町の個人情報保護条例がなくなることについて、そういった忠岡町の今後の認識というか、そういったことはどうでしょうか。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

まず、冒頭にこの条例制定に係るご説明をさせていただいた中でですね、本条例については、現在、本町の個人情報保護制度の運用状況を踏まえた上で、必要な事項について制定をさせていただいたということがまずはございます。

その中でも、先ほど来繰り返しご指摘いただいている部分につきましては、これも先ほどお答えはさせていただきましたけども、そのようなタイミング、適切な時期をもって、国

からそういった通知等が来た場合は、その解釈を踏まえて十分理解した上で、個人情報、その心配されていただいているいろんな情報をひもづけることによって特定されるということのないように、適切に対応を行ってまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解いただけたらなというふうに考えてございます。

委員（二家本英生議員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

匿名加工とかの運用については、これからの話になってくるので、今回の条例では特にはないんですけども、仮に企業側からそういった情報が欲しいとなった場合に、当然匿名加工、仮名加工もしながら提供するわけではあると思うんですけども、それはその提供するデータというのは、自治体が決めれるものなんですか。例えば、企業側がいろんな、3つ4つのデータが欲しいとなった場合に、忠岡町としたらその4つの中で提供できるデータはそのうちの3つですよとか2つですよとか、それとも全部ですよとか、そういった情報提供というのは忠岡町が制限できるものなんですか。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

この行政機関の行う匿名の加工情報の処理につきましては、これは行うという段階で、まずは法人等の企業さんとか、例えば請求を頂いた中で、そういった情報をひもづけることによって特定される部分を開示請求するという事になったら、その時点で行政が忠岡町が特定できないように加工するというのが、当然結果としてその対応が出てきます。でも、その対応を行うに当たっては、行政としてまずは町として匿名加工情報を加工するに当たって、例えばどのような請求内容というところを、例えば法人の皆様方に一応公表という形で公開させていただいて、一応そういった提案を募集する形、そういった手法が必要となってきます。だから、行うに当たっては、事前に行政としてそういった提案の募集をかける中で、一定このような情報を知りたいということ把握した上で、請求に備えて適切に対応するというふうな手順になろうかと思っておりますので、お願いいたします。

委員（二家本英生議員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

その提供の方法については、恐らくこれから先の話になってくるので、今現在ではそういう形で、もし事業者側から、忠岡町が主になってというか、忠岡町が出せるデータというのを公表してということでもいいんですかね。それとも、忠岡町が出せるデータを公表して、それに対して事業者がこのデータが欲しいということがあって、それでその欲しい部分だけを匿名加工するということなんですか。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

今、この場で具体的に明確に正確に、このような形で提案した上で、こういった処理を行いますという部分については、ちょっと今回の条例制定の中については対応をまだしないということから、正直申し上げて、そこまで正確にこの場においては申し上げることはちょっとできません。

ただ、処理を行う、運用する中での必要な项目的なことを、一定先ほども申し上げましたように、募集をかけさせていただいた上で、一定そういった情報を収集、精査することによって、法律の解釈に基づいて適切に対応を行っていくということでございますので、一定のご理解を賜りたいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

委員（二家本英生議員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

すみません、ちょっと横道に外れましたけど、分かりました。ちょっとそれは今後のことということで、分かりました。

ちょっと別の点でお伺いします。今回、この忠岡町の個人情報条例が廃止されることによって、忠岡町の中で新たに個人情報の条例とかというのを何か特別に附帯したい場合というのは、忠岡町はどこまでできるんでしょうか。

今回、国の個人情報保護法が上位にあるので、それが基本的な個人情報の保護になると思うんですけども、それまで忠岡町が今現在ある保護条例とかあるんですけども、例えば国の保護条例にプラスして忠岡町が独自で何か個人情報の保護に関しての何か規制することを条例とかで定めたりすることって、独自でできるんでしょうか。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

先ほども説明の中で、条例で置く事項というのは一定限られているということでございます。それが今ご指摘いただいているように、各自治体、団体が独自でこのような形の運用をやっていきますという形の部分を単独で条例化を置けば、本来のこの法改正の趣旨に反する。そもそも要はこの個人情報保護制度については、各地方公共団体においては全国的な共通のルールとして行うというところが趣旨でございますので、そういったことに反して独自のそういった項目を、団体ごとの設定をやるということは、それはちょっと違うのかなというふうには考えてます。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

そうしましたら、今回この新たに制定された中で、審議会とか手数料とか、先ほど言った匿名加工に対する公開のありなしの条例とかというのは、各自治体でそれは決めれるんですよね、そういった分に関しては。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

はい、それは規定することができます。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

じゃあ、そうしましたら、今まで忠岡町の中できちんと個人情報保護条例を制定していたのにもかかわらず、今回はもう国のほうで個人情報の保護に関することを決めてしまって、自治体では、それはどこの自治体もそうだと思うんですけども、自治体では決めれないということで、やっぱりこの地方自治の在り方というのが問われていることになってくると思います。国が統一化してるからやってる、自治体もそれに従わなければいけないというのは分かるんですけど、やっぱり地方の自治体は地方の自治体の独自性がありますので、こういったことができない、できなくなってしまう今回の条例改正になってしまいますんで、その点についてはちょっとどうかなというのは意見しておきます。

で、すみません、ちょっと一旦ここで終わります。

委員長（松井匡仁議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

資料を頂いてるんですが、改正前と今度の新しい法令ですね。いろいろと国、行政、独立行政法人と民間事業者と書いてありまして、忠岡町はこの地方公共団体の条例で個人情報の保護の条例をつくってるわけなんですけど、これがここにも書いてあるように、全国共通のルールで運用するのが目的ということで、一本化すると、一元化すると、そういうふうな説明でありました。

忠岡町としては、住民の個人情報、いろいろと生年月日であったりとか、病歴もいろいろとあるんですかね。とか、税金をどんだけ納めているとか、いろいろ個人情報があると思うんですけども、この一本化することによって、どのような影響があるんでしょうか。影響はありませんか。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

これはご説明でも申し上げましたように、お手元の資料の裏面に法改正に伴う影響ということで記載させていただいてるところでございます。現行では、請求人に関しては本人と法定代理人のみであったのが、今回、法改正に伴う4月以降につきましては、それに加えて任意代理人の方も請求が可能になるということと併せて、開示請求に係る決定期間等につきましても、現行15日以内というものが、4月以降については30日以内に変更になるというところがございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

心配してるのはね、やはり忠岡町、自治体が国より強い規制でいろいろと個人情報の保護条例をつくっているにもかかわらず、それを全部リセットしてしまうと、一本化になってしまう。そこで後退してしまうのではないかと、そういう心配があるんです。その影響のところなんですけど、今回この任意代理人というのが入りました。それはなぜこのよう

になったのでしょうか。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

法律では開示請求者の拡充ということ踏まえた上での改正がされたものと考えてございます。

委員（河野隆子議員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

ですから、今まで法定代理人もありましたけども、そこに任意代理人がつくということで拡充と、ここに書かれていますからね。それは分かりました。それと、開示請求の決定期限ですね。これが15日が30日以内になったというところで、これは今までどおりでええのではないかというふうに思うんです。ここを延ばすという理由はどういった理由なんでしょうか。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

そもそもこの延長期間を延ばすという理由につきましては、国の法律に合わすことが理由でございます。ただ、この日数が、例えば請求人から見られて、今まで15日以内で決定通知を打つものが30日以内になったということで、ここはちょっと後退しているのではないかと思われがちかというような思いで言われてるかと思えます。

これが、例えば15日延長という形で結果的にはなりますけども、これにつきましては町といたしましてはですね、開示請求等があった場合においては、可能な限り現行どおりの15日以内で開示決定通知を打つという形で対応を行ってまいりたいということで考えてございますので、ご理解いただけたらなというふうに思います。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

町としてはね、担当課としては現行どおりで努力していきたいと、そういったことをおっしゃっていただきました。それならば別にここは変えなくてもいいんじゃないかというように思うんですけど、そこはいかがでしょうか。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

今回、法改正ということで既存の条例を廃止する中で法の規定を運用するということになりますので、それは今までと同様変わりはないんですけども、より一層の、当然個人情報というのは大事なものでございますので、取扱いの際には十分今まで以上に慎重に考えた上で対応を行っていくというような思いと、併せて、近隣の団体等の状況等も考慮した上での対応ということでご理解いただけたらというふうに思います。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

慎重な審議が要するというのは当然のことだというふうに思います。ですので、ここはいじらないでいいのではないかというふうに思いますので、それは意見として申し上げます。

それと、審査会のこといろいろと書かれているんですけど、忠岡町個人情報保護審査会を置くというふうに書かれています。現在でもありますよね。今、何人でしょうか。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

3人でございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

3人であるということですが、5人以内で組織すると書いてますので、3人ということではありますが、これを増やすということはお考えにならないのかということと、あと、36ページにいろいろ審査会が必要があると認めるときは諮問庁、諮問庁ですから国の機関だと思んですけど、この諮問庁という言葉がたびたび出てきます。これはこういった役割を果たすものなんですか。2点お願いいたします。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

審査会委員の人数につきましては、現在、増員するとかということについては考えてはいない状況でございます。

2点目の諮問庁という言葉でございますけども、これにつきましては請求人から審査請求を受けて、忠岡町が審査会へ諮問するというところでございますので、いわゆる諮問庁については忠岡町、本町であれば実施機関は本町でございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

そしたら、諮問庁というのは忠岡町ということですね。で、よろしいですね。国にまた上がっていくというものではない。忠岡町。

委員長（松井匡仁議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

忠岡町でございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

分かりました。それと、この条例を制定するに当たってですね、37ページのところで附則のところ、第2条で条例は廃止するということが書かれています。普通、いろんな条例を廃止するときは、その条例を廃止するということで議案が出てくると思うんですが、この附則の中にこういうふうには廃止すると書かれている、その理由は何でしょうか。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

こういう条例の改廃等におけるそういった上げ方についてはいろんな手法がございまして、今回におきましては、新たな条例を新規で制定するという中において、既存の条例を廃止するという形で、附則で定めておるという形が一番ベストやということで判断した上で、このような形に行ったものでございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

そしたら、附則でいいのではないかという判断で、そうされたということですね。例えばですよ、認定こども園ができたときに、幼稚園・保育所を廃止するという、そういう条例も出てくるけども、これは附則の中で入れて、そういったものであるというふうに判断されたわけですか。何か簡単にね、廃止すると書かれているので、それで大丈夫なのかなと。見過ごすというか、見過ごしたらいけないけど、ちらっと書いてあるので、ちょっと気になったところなんですけど、いかがでしょうか。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

先ほども申しあげましたように、条例の改廃等の上げ方についてはいろんな手法がございしますので、こういった形で新しくこれに関連する条例を制定します。この制定に伴って既存の条例を廃止しますという、全部廃止させていただくわけですから、こちらのほうが一応見やすいということで合理的でなかろうかなという判断に至ったものでございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

そうですね、全部廃止しちゃうというところで、非常にこれは問題があるのではないか

なというふうに思うんです。第2条のこの廃止のところで、1つが個人情報保護条例、これの廃止と、それから特定個人情報保護条例、これは番号法のことだと思うんですが、こっちに関しましては経過措置というのが書かれています。この経過措置というのは、どういうふうな経過措置でしょうか。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

現行の忠岡町個人情報保護条例、並びに忠岡町特定個人情報の保護条例、この2条例を廃止させていただく中で、要はこの新制度につきましての運用につきましては、この本年の4月1日以降でございますので、この4月1日までに、3月までの間で請求がなされたものについては経過措置を置く中で、この規定を運用していくという必要がございますので、入れさせていただいてるということでございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

すみません、次長、ちょっと私が理解できない。経過措置というのは、例えばいろんな条例、法ができたときに、1年の経過措置であつたりとか2年の経過措置とか、そういったことがあると思うんですけど、これは3月末までと今おっしゃいましたかね。ということは、どっちみちこれ、4月1日からでしたかね。それなら、経過措置という言葉には当たらないんじゃないでしょうか。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

この3月中でこの現行の個人情報の保護条例制度に基づく開示請求等がなされた案件につきましては、この附則で定めてる経過措置の規定を運用して対応させていただく必要があります。で、この新条例の規定を運用するのは、先ほども申し上げましたように4月1日以降、請求がなされたものでございますので、そういった意味からして経過措置を置く必要があるということでございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

すみません、経過措置やったら、4月1日以降何日間かの経過措置やったら分かるんやけど、ちょっと私は理解できない。

委員長（松井匡仁議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

3月中の請求だけということで受け止められたかもわかりませんが、言い方がちょっとあれで申し訳なかったですけど、請求が3月中でなされましたということで、最終的に4月またぎで新年度以降に入ったとしても、まだ例えば請求人の方から審査請求がなされて、諮問等、審査会へ上げた上で答申までに至るまでの過程の中で、要は年度またぎという部分については従来のこの規定を運用するという形の経過規定ということでご理解いただけたらいいのかなというふうに思います。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

分かりました。年度またぎね。はい、分かりました。

それで、この条例を廃止するに当たって、廃止ですからいろいろこれね、国から一本化ということでいろいろな条例が廃止されるわけですが、これの条例の廃止の法律というものがあのではないかなというふうに思うんですけど、それはないでしょうか。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

冒頭の説明でもさせていただいたんですけども、この個人情報保護条例についての、代わっては国の法律で特定個人に関する法律が運用されます。もう1つの特定個人情報保護条例に代わる法律につきましては、国における行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、こちらについても地方公共団体に適用されるということになりますので、特定個人情報保護条例についても廃止を行うというものでございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

そしたら、法律があるということですね、廃止の。あれば何か資料みたいなので、これ、どこを見たらいいかわからないので、資料があれば出してほしいんですけど。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

今、手元に委員の先生方にはお示しはさせていただいてございません。今、手元にもちょっとございません。これはどういう形でお示しさせていただいたらよろしいでしょうか。

委員（河野隆子議員）

そしたら、すぐに出ないということで、また後ほど頂いたら。出せるんですね。

委員長（松井匡仁議員）

すみません、次長、これはすぐに出るものではないのでしょうか。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

今言われてるその資料というのは、要はこの国の法律が特定個人情報等の既存の現行の条例においても法律を適用するという形の分かる資料ということでよろしいのでしょうか。よろしいですか。それでしたら用意は可能でございますので、しばらくお時間を頂いたら結構かと思えます。

委員長（松井匡仁議員）

分かりました。その時間といいますのは、この委員会中に出せるような時間でございませうか。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

はい、一応それで対応させていただきます。

委員長（松井匡仁議員）

では、用意のほう、よろしく願いいたします。河野委員、それでよろしいですか。

委員（河野隆子議員）

ありがとうございます。ちょっと一旦。

委員長（松井匡仁議員）

お願いします。

では、他にご質疑ございますでしょうか。

ちょっと待とうか。すみません。

もしあれでしたら、重要な案件でもあると思いますし、休憩を入れましょうか、5分でも。それぐらいの程度であるんなら。

では、休憩を入れます。採決にも関わるかと思えます。ですので、少し休憩をとらせていただきます。10分間の休憩をとらせていただきたいと思いますんですが、南次長、どうでしょうか。10分程度でよろしいでしょうか。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

では、10分間の休憩。再開は10時55分を予定いたします。よろしくお願いいたします。

（「午前10時45分」休憩）

委員長（松井匡仁議員）

それでは、議事を再開いたします。

（「午前10時53分」再開）

委員長（松井匡仁議員）

先ほど、河野委員のほうから提出の要求がございました資料につきまして、南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

先ほど、お時間をとっていただきまして、ありがとうございました。ちょっと確認等を行いました結果、資料は膨大になるということでございますので、本会議までの間にお示しさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員、よろしいでしょうか。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

どうもありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長（松井匡仁議員）

では、他にご質疑ございますでしょうか。二家本委員。

委員（二家本英生議員）

すみません、2点ほど質問させていただきます。

今回のこの条例に関して、忠岡町の責務というのがあると思います。従来であれば、忠岡町の責務というのは当然個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるとともに、事業者及び住民意識の啓発に努めなければならないということが忠岡町の責務として挙げられています。今回、この上位法による中で、地方公共団体の責務ということで法律の第5条にあるんですけども、ここの中には地方公共団体の区域の特性に応じて個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有するとしかならないんです。今回この忠岡町の個人情報保護条例がなくなるに当たり、もともと忠岡町が責務として挙げていた事業者及び住民の意識の啓発に努めなければならない、このことについて忠岡町は今後どのような形でこの住民の意識啓発に努めていく予定でしょうか。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

まず、ご質問いただいている本町の責務というところでございますが、これにつきましては本条例の附則におきまして、個人情報の取扱いについての罰則規定等について規定をしておりますので、これを当然ながら遵守してまいりたいというふうに考えてございます。

あと、2点目の住民の方々に対しての周知ということの部分につきましては、先ほど要配慮の加工情報等のところでもあったかと思えますので、そういったところとどこかのいいタイミングをもって、何らかの形での周知等を行ってまいりたいというふうに考えてございます。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

そうしましたら、条例で定めるというのではなくて、何か別の形で忠岡町としてはこうしていくという形にしていくということですか。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

忠岡町としてということで、その住民の方々に対しての周知という部分については、そこに条例に規定せずに、適当なタイミングをもって何らかの形で周知等を行ってまいりた

いというふうに考えてございます。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

やっぱり別の形と今言いましたが、条例というのはそれを守っていかなければならないということであって、これがこの住民意識の啓発に努めなければならないという文言が条例にあるのと条例にないのとでは、やっぱり町がどういう形で進んでいくかという方向性というのはちょっと薄まってくると思うんです。その代わりに何か別のものといったとしても、やっぱりそれはあくまで忠岡町の条例上にはないそういった形の進め方になってしまうので、やっぱりこれは、特に個人情報の取扱いについては、当然忠岡町もそうですし、事業者、住民の方の意識啓発というのが必要になってくると思います。やっぱりそういう形で何か忠岡町の条例、ほかの規則とか多分あるとは思うんですけども、その中で盛り込むことというのはできないんでしょうか。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

規則等におきましては、そこはできない部分ではないのかなというふうに考えてございますので、適切にそういった必要な部分についての規定を作成していきたいというふうに考えてございます。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

あと、すみません、もう1点なんですけども、今回、審査会ということで開示請求があって、不服申立てがあった場合に審査会が開かれるということなんですけども、今回ちょっとほかの情報からいうと、国の個人情報保護委員会というのがあるみたいで、そのほうに最終的な審議というのがされるというのがあるんですけども、忠岡町もそれに漏れずに、最終的には国の個人情報保護委員会のほうに審査してもらおうという形になるんでしょうか。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

国の個人情報保護委員会に投げかける案件につきましては、ちょっと現在は想定はしていない状況でございます。今回の条例の中で規定させていただいた審査会においては、忠岡町として請求人から審査請求がなされたことに対して諮問をさせていただく中で、答申を頂く組織でございますので、それは本町の審査会での対応ということに、ご審議いただけることになろうかと思えます。

ただ、国のほうへ投げかけさせていただく分については、この本町の条例以外、国におけるような制度自体に対して何かが起こり得る、申立てがあるという部分については、それは国の機関のほうへ投げかける部分の案件になるのかなというふうに考えてございます。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

忠岡町ではね、過去それほどの審議会、審査会ですかね、あまりなかったということなんですけども、やっぱり今後こういった形で忠岡町では処理できずに、国のほうにという形にはなると思うんです。ただ今回、どこの自治体もそういう形で運用していくということで、やっぱり国のほうの個人情報保護委員会のほうが、もう業務がいっぱい過多になってくるところがあります。果たしてそういう中できちんとした審査ができるのかどうか。それも、忠岡町の先ほどの裏面の説明でもありましたけど、開示請求におけるこれが決定期限が60日に延びたと。やっぱりそういったことの根底にあるのは、忠岡町だけで審査はできずに、それを国に持っていく。国の中で審議していくというのでは当然時間もかかってくると思います。だから、そういった面で60日という形にとっているんじゃないかと思ってます。

で、やっぱりそうなってくると、忠岡町で起きたことを、当然最初は忠岡町で審査会をやって、諮問庁もしてもらえと思うんですけども、忠岡町でできないことに関して国に申し立てるといふか、国にやってもらうという形になってしまいますので、やっぱりどうしてもその開示請求の決定についても遅くなってくるというのはちょっと分かります。

で、すみません、この個人情報保護委員会なんですけども、これはちょっと自治体の条例づくりにも口を挟めるということを知っているんですけども、そういった事例というのは今のところ聞いてないでしょうか。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

ございません。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

やっぱり各自治体の個人情報の条例がなくなるということで、国が個人情報の保護について一括で管理する。そういった中で、今回、今は聞いてないとあったんですけども、個人情報の保護委員会のほうが自治体の条例づくりに口を挟むことが今後あるような感じでは言っていました。で、そうなってくると、ますます地方自治体の役割というのが国に取られてしまって、地方自治体は一体何やろうなという話になってきますので、その点についても1点指摘しておきます。

以上です。

委員長（松井匡仁議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

この条例の制定の目的は、ここに書かれてありますように、全国共通のルールで運用することを目的とするというふうに書かれています。そのことによってですね、さっきから二家本委員も言うてますが、この先ね、今回は出ていませんけれども、こういった一本化、共通のルール化というのは規制緩和につながっていくというふうに思うんですね。ですので、いずれはいろいろと匿名加工なんかして、企業が自治体の個人情報を活用しやすくなる、そういったおそれがあるというふうに思っています。

で、先ほど次長おっしゃっていただきましたように、適切な規定を設けていきたいということをおっしゃってました。それはこの条例のその後のまたいろいろと条例がつくられる中でのことだと思うんですけど、やはり自治体というのは国よりもいっぱい住民さんの個人情報を持っているので、やはりそこはきちりと国よりも厳しい規制を持っていただきたいというふうに思うんです。その点についてはいかがでしょうか。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

今回、法の趣旨を踏まえて、本町の条例制定ということで上程させていただいてはございます。今後におきましても、この法改正の趣旨を十分理解した上で、適切に町として、

行政として対応してまいりたいというふうに考えてございますので、よろしくお願いをいたします。

委員長（松井匡仁議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。北村委員。

委員（北村 孝議員）

すみません、ちょっと教えてほしいんですけども、資料の中の条例の内容の中に、全国的な共通ルール、法律で規定することを目的としていることから、条例で独自に規定できる事項は限定的となるため、対象となる実施機関は、開示請求に係る手数料、及び審査会等に関して規定しますと。ほかにどういうものが、限定的じゃない。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

先ほど、ご質問いただいている匿名加工情報という規定の部分については、必要に応じて各団体の条例に置くことができるというようなことになってございます。ただ、ほかにもあるんでしょうけども、主立ってはそのようなものもありますよということでご理解いただけたらと思います。

委員（北村 孝議員）

結構です。

委員長（松井匡仁議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

（な し）

委員長（松井匡仁議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長（松井匡仁議員）

続いて、討論を行います。

討論はございますでしょうか。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

議案第4号、忠岡町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、反対の討論を行います。

この議案は、2021年の通常国会でデジタル改革関連法が可決され、9月にはデジタル庁が発足し、年末にはデジタル社会の実現に向けた重点計画を閣議決定したものであります。データが競争力の源泉だとして、データ利活用を成長戦略と位置づけ、利用しやすい仕組みづくりを進めてきました。ここで言うデジタル改革関連法は、国・自治体の行政機関は国内最大のデータ保有者だとして、行政保有の個人データを企業に開放し、企業の利益につなげるためのものでした。国・自治体が保有する個人情報、公権力を行使して取得、申請、届出に伴い、義務として提出されるもので、多岐にわたる膨大な情報量です。この行政保有の個人データまで民間への開放の対象にしようというのが今回の狙いです。

日本共産党は、政府が進めるデジタル改革、特に行政のデジタル化の問題点として、1、プライバシー侵害の拡大、2、住民サービスの後退、3、マイナンバー制度の拡大、4、官民癒着の拡大の問題があるとの理由で反対した経緯があります。

デジタル改革関連法で、各自治体の個人情報保護条例は法の範囲内で独自の保護措置を最小限で許容することとしたため、今後の条例づくりに縛りがかけられます。

しかし、今後の条例で許容される町独自の保護措置は、要配慮個人情報の対象の上乗せや、手数料や処理機関等といった意見を聴取する審議会の設置など、極めて限定されたものとなっています。

本日の審議の中で忠岡町が所有している個人情報を民間事業者に提供することはないとの答弁がありましたが、国は2026年度から自治体DXを運用しようとしています。近い将来、忠岡町にも民間事業者への個人情報を提供する条例が制定されることが予想され、匿名加工や仮名加工された個人情報が民間の利益を目的としたデータ提供がされることとなり、個人情報の漏洩の危険性もあります。

以上のことから、この議案には反対します。

以上、討論を終わります。

委員長（松井匡仁議員）

他に、討論ございますでしょうか。

委員（北村 孝委員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

北村委員。

委員（北村 孝議員）

議案第4号、忠岡町個人情報保護法に関する法律施行条例の制定について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

全国的な共通ルールということで、忠岡町だけが特段に大きな影響があるとは考えにくいので、この本条例については賛成をいたします。

委員長（松井匡仁議員）

他に、討論ございますでしょうか。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

忠岡町では個人情報がたくさん蓄積されています。住所や氏名、生年月日とか家族の問題とか、どれだけの税金を納めているとか土地建物をどれだけ持っているとか年金額、そういったたくさんの個人情報が蓄積されているわけですね。こうした個人情報を勝手に集めたり使ったりしないように決めているのが忠岡町の個人情報の保護条例であるということでもあります。

しかしながら、昨年5月にデジタル関連法が成立して、その中に個人情報保護法の改正も含まれていて、それを受けての今回の議案の提案となっているわけでもあります。

地方に対して自治体独自の大事な保護制度を含む個人情報保護条例を一旦リセットするという形になるわけですね。全国共通のルールを設けた上で、自治体独自の保護措置は最小限に制限をして、自治体が条例で国より強い規制をすることがやりにくくなると、そういった議案だというふうに思います。

そういったことで、現行の個人情報保護条例の廃止という言葉が入っておりますので、廃止によって個人情報の保護で大切な規定がなくなると、そして個人情報の保護が後退する危険性があるということで、この議案に対しては反対をいたします。

委員長（松井匡仁議員）

他に、討論ございますでしょうか。

（なし）

委員長（松井匡仁議員）

それでは、討論を終結いたします。

続きまして、起立により採決を行います。

議案第4号 忠岡町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

委員長（松井匡仁議員）

起立多数、よって議案第4号は、原案のとおり可決されました。

委員長（松井匡仁議員）

続きまして、議案第6号 手数料条例の一部改正についてを、担当課より説明を求めま

す。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

議案書の45ページをお願いいたします。議案第6号、手数料条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。別紙、議案第6号生活環境課資料1、資料2も併せてご覧ください。

この手数料条例の一部改正の背景についてですが、現在、犬の登録については狂犬病予防法の規定のとおり、役場窓口で登録申請を受け、犬の鑑札を交付しており、このとき忠岡町手数料条例に基づいて1件3,000円の手数料を徴収しています。

令和4年6月1日施行の動物愛護及び管理に関する法律の一部改正により、市町村長から環境大臣に対して狂犬病予防法の特例に係る求めをした場合、情報登録がなされたマイクロチップを鑑札とみなすことができるという狂犬病予防法の特例が規定されました。これにより、マイクロチップの装着及び情報登録が完了している犬については、今まで市町村の窓口で行っていた登録申請及び鑑札の交付が不要となり、従来どおり手数料を徴収することが適当ではなくなります。

本町では、令和5年4月1日からこの狂犬病予防法の特例に係る求めを行い、狂犬病予防法の特例の適用を受ける予定でございます。

これらの背景を踏まえ、手数料条例に該当の犬については対象から除く旨を追記する形で本条例を改正するものでございます。

改正後の事務のイメージをご覧ください。こちらの図は新たにマイクロチップを装着した犬の所有者による登録申請手続を表したものになります。今回下段に、②の狂犬病予防法の特例に係る求めを行うことにより、③環境省から随時、マイクロチップを装着した犬及びその所有者の情報が忠岡町に通知されるようになります。この登録情報が忠岡町に通知されたマイクロチップは犬の鑑札とみなされるため、従来のように犬の鑑札の交付を受けるために役場の窓口で登録申請を行う必要がなくなります。

改正内容ですが、生活環境課資料2をご覧ください。手数料条例の一部改正案、新旧対照表のとおり、第2条第19号中「登録」の次に「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号第39条の7第2項）の規定が適用されるものを除く」を加えるものでございます。

この条例の改正による影響としては、現在、犬の登録は窓口に来ていただき、飼い犬の登録をしていただいておりますが、マイクロチップを装着した犬については窓口での登録申請が不要となることから、住民皆様の利便性の向上が見込まれるものでございます。

なお、こちらの条例については令和5年4月1日から施行するものでございます。  
説明は、以上のとおりです。よろしくご審議のほどお願いいたします。  
以上です。

委員長（松井匡仁議員）

説明は、以上のとおりです。  
ご質疑をお受けいたします。

委員（北村 孝委員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

北村委員。

委員（北村 孝委員）

すみません、マイクロチップを装着することによって、従来実施してきた町の窓口や手続及び鑑札の交付不要とするということですが、僕、ちょっと記憶、定かではないですけど、これは鑑札、いわゆる受けた、この首の輪のところにつけていますよね、札。あれは更新で、あれは1回受けたやつが更新みたいな、何枚もつけてるような感じ、見たような感じも昔にあったけど、その辺どうなの。1回手続すればそれでいけるんですか。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

こちらの犬の登録したときに、今委員ご指摘の犬の鑑札という、こういうバッジみたいなのが発行されます。それについては1回限りでございます。ただし、それをなくして、もう一度欲しいということになりましたら再交付ということになりますので、それは再交付させていただきます。

以上でございます。

委員長（松井匡仁議員）

北村委員。

委員（北村 孝委員）

すみません、私も記憶がちょっと定かでなかったもので、何か何枚もつけてるような、首輪に記憶があるんで、ずっと更新、何年かの間で更新されてるのかなということにはちょっと思いましたんで。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員ご指摘の、犬の首に何枚もつけてるといのは、そちらのほうは犬の狂犬病の交付の鑑札の分でございます。

以上でございます。

委員（北村 孝委員）

ありがとうございます。

委員長（松井匡仁議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

すみません、事前に生活環境課のほうにお伺いして、この犬のマイクロチップをつけてるといのが、令和4年の6月1日から、ペットショップやブリーダーのほうでマイクロチップをつけるようにという形で要請があって、それについてマイクロチップをつけられているという方のワンストップサービスということで、この制度が設けられてると思うんですけども、例えばよく、拾った犬とか子どもが生まれた犬とかという、やっぱりその辺の犬といのがなかなか制度から漏れたりするのかなとか思うんですけども、その辺といのは恐らく今現在でも狂犬病なり鑑札、登録するようにという周知もされてると思えますし、当然狂犬病の予防接種もしてもらわないといけないということがあるんですけども、その辺の呼びかけとかいのは今後も多分していくとは思うんですけども、今後どのような対応をされていくんでしょうか。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

住民の皆様、この条例が可決されましたら、そちらのお知らせについては広報、ホームページで対応させていただきます。委員ご指摘の、実際こちらのほうの義務化されてるマイクロチップの挿入に関しましては、ブリーダーズショップとか、それとか個人で繁殖をしてる方といのは義務づけられております。ただし、委員ご指摘の拾ってきた犬とかいのは、マイクロチップ、入ってるか入ってないかというところがあるんですけど、そちらについては市町村の窓口で今までどおり鑑札をするという制度も残っております。

ただし、令和4年6月1日から、個人によりましては犬、猫に関しましてはマイクロチップを、義務的ではないんですけど、任意努力としてマイクロチップを挿入していただくというふうに、国のほうから指摘がされております。

以上でございます。

委員（二家本英生議員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

この前の本会議でもそういった質問があったと思うんですけども、やっぱりなかなか、犬を飼ってる方という、子どもが生まれて、そのもらい先が少ないとか、そういったいろいろなお困り事もあると思います。そういった中で、例えば引き取り手があって渡した場合というの、そういった登録しないといけないとか、狂犬病の予防接種しないといけないという、個人レベルでのそういった話すことができるようなことも、なかなか情報がなければ知ることができないと思うので、今後そういった、この4月の広報でしていただけるということなんですけども、やっぱりそういった、今ペットってすごい増えてきてるところがありますので、そういったことも年1回とかではなくて随時啓発できるような形にしていきたいと思いますので、その点はいかがでしょうか。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

実際、4月から広報、ホームページを通じて周知してまいりますけども、これ1回限りということは考えておりません。ただ、その中でいろいろな問い合わせというのが発生する場合がございますので、その場合はまた随時、広報、ホームページを通じて周知してまいります。

以上でございます。

委員長（松井匡仁議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

マイクロチップを装着って、埋めるわけですね。首輪につけるわけではないですね。  
住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

マイクロチップは直径2ミリ、大体長さが8ミリから12ミリ程度のものでございます。こちらのほうですね、獣医師しか、これは注射で使ってますね、ちょっと聞いてるところによりましたら、この首のところに注射でぽっと差し込んで埋めるような形になっておるといのは聞いております。

以上でございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

マイクロチップで、この条例は登録申請の受付がそのことによって、窓口に行かなくてもいいということでもありますけど、海外なんかではペットショップで買ったのはいいけど、引っ越すときに捨てるとか、そういったことを防ぐということもうたわれているように思われます。

今回はそういった形ではなくて、登録申請が要らなくなったということでもありますけど、これはお医者さんが、今、新城次長がおっしゃったように、そういうふうにするんですね、注射器で。そこからどの、お医者さんがやったことによって、今度どういった流れで忠岡町のほうに行くんでしょうか。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

例えば、ペットショップとかという犬については、令和4年6月1日からこのマイクロチップを埋めるというのが義務化されております。で、お買いになる住民の皆様、消費者に関しましては、その買った犬で、そちらのほうのマイクロチップを埋めているデータを書き換えることとなります。その書き換えるときに申請手数料としまして300円と、文書による場合は1,000円というふうな、発生するのですが、そちらのほうで書き換えたことによったデータというのは、環境省を通じて忠岡町に下りてくるという形になっ

ています。それによりましてこちらのほうの犬というのが、今、誰が所有者かということが分かるようになっております。

以上でございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

そしたら、所有者が誰かというのが忠岡町で分かるので、例えば捨てたりとかそういうのでうろうろしてる犬がおるとすれば、例えばかわいそうなことに保健所に連れていかれたりとかそういったこともありますけれども、それはそれで所有者が分かるから所有者に連絡するという形になるんでしょうか。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

捨て犬、捨て猫という関係になってくると思うんですけども、実際のところそのマイクロチップを埋めてる犬というところに関しましては、この犬がマイクロチップを埋めてるのか埋めてないのかというのは分かりません、外から見た感じでは。体の中にマイクロチップを埋めてますので。ただし、リーダーという機械があります。この機械については忠岡町は所有しておりません。実際のところこちらのほうの犬とかそういうところになりましたら、そういう愛護管理センターとか、動物愛護管理センターへ行ったときにそのリーダーがありますので、そこでぴっと差していただいたらこのデータが上がってくるというようなところになっています。こちらのほうは、災害が生じたときにですね、犬が迷子になったときにでも、そういうようにも活躍できるというようなところで開発されているものでございます。

以上でございます。

委員（河野隆子議員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

ありがとうございます。いろいろとブリーダーでも非常に劣悪な環境で育てていると、そういったことで本当に見るのもつらいような画像がたまにありますけれども、そういっ

たことが少しでもなくなればいいなというふうに思うんですけど。だけど、ペットショップは義務化であるけれども、ブリーダーはどうなんですかね。説明あったと思うんですけど、すみません。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

ブリーダーといっても、そのブリーダーが実際商い、事業としてやっているブリーダーに関しては義務化されております。

以上でございます。

委員（河野隆子議員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

分かりました。

あと、次長がさっき犬と、猫も言いはったけど、猫もですか。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

こちらのほうの上位法の法律は、犬と猫が対象になっております。ただし、市町村のいわゆる管理をしているというのは猫は管理しておりませんので、狂犬病予防法の関係で犬だけということで、今回の条例改正になっております。

以上でございます。

委員（河野隆子議員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

分かりました。結構です。

委員長（松井匡仁議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

委員（和田善臣議員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

和田委員。

委員（和田善臣議員）

この狂犬病の発症については、日本国内ではもう半世紀以上、1950年代でしたかね、発症例があったんですが、それは外国由来のものでね。外国へ行かれた方が、そこでかまれて、それで日本に帰ってきてから発症した。そういう例は耳にしているんですが、もう半世紀以上もこの狂犬病は日本由来で発生したことがないというのは、これは合っているんですよ。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

私のほうもそのような情報というのは聞いておりません。

委員（和田善臣議員）

聞いてない。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

和田委員。

委員（和田善臣議員）

今、流行している新型コロナですね。これに関連してやはり狂犬病という、これはウイルスですね。これは犬だけじゃなしに他の動物でも持っているということを聞いています。で、日本国内では狂犬病発症によるあれはないんですけどもね、外国ではかなりの人数がまだ今現在でもあるんですよ。

そういったことで、私が言いたいのは、これは犬に限ってのことですよ。狂犬病のワクチンを打つのは。これは将来ですね、今ペットが増えている中で、他の動物にもそういったことをやる可能性があるかどうか、それをちょっと確認したかったんです。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

誠に申し訳ございませんが、そちらのほうの情報については私ども知らないということで、よろしくお願いします。

ただし、委員ちょっとご心配になっていきます狂犬病というのは、狂犬病の予防注射というのは年に1回、注射を打たなければいけないと義務化されてますので、狂犬病、委員ご指摘の50年来、この頃ないよねという話なんですけど、それでも狂犬病の注射は打たなければならぬと義務化されてますので、その辺のほうはよろしくお願いします。

委員長（松井匡仁議員）

和田委員。

委員（和田善臣議員）

ちょっと私、危惧してるのは、いわゆる野生の動物、ああいったものにも狂犬病が発症する可能性があるんですね。ですから、将来そういった方向に向けてワクチンを予防接種するとかいったことも考えていただきたいと、このように思っていますので、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

委員長（松井匡仁議員）

委員、どうぞ続けてください。よろしいですか。

答弁のほうはよろしいでしょうか。

委員（和田善臣議員）

もうよろしいです。結構です。

委員長（松井匡仁議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

1点だけちょっと最後にお聞きしたいと思います。この条例の改正の背景とかは書かれていますし、改正による影響とかも書かれています。で、飼い主の人が窓口に行かなくてもいいと、マイクロチップを装着していたらね。そういったことで手続が不要になるということと、恐らく手数料は安くなるけど、マイクロチップを埋めるからどうなんだろうかなというふうに思うんですけど、影響とか背景とかは書かれています、条例改正によるね。ただ、このマイクロチップを装着するというのが、その窓口に行かなくて済むという、その点だけではなくて、本当の目的というんかな、この本当の目的というのはどういうようなことだというふうにお考えでしょうか。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

先ほど委員ご指摘のありました、例えば迷子になった犬とか、それとか災害を生じたときに犬がうろうろしてるというのは、東日本大震災でも皆さんお目につけたと思うんですけど、実際このマイクロチップを埋めるという行為につきましては、海外でももうやっている、先進している国はございます。そういうふうには迷子犬とか迷子猫になったときに、最終的には鑑札をつけている犬については分かるんですけど、首輪はつけてない犬とかになったら、この犬はどこかの犬かなというようなところがありますので、国といたしましてもこのサービスの向上とですね、それとやはりそのような形で犬とかが迷子になったときにそのリーダーをつければ犬の所在が分かるというようなところが背景にあると思われま

す。  
以上でございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

たまに「迷子猫、迷子犬、捜しています」というポスターを目にすることがあります。ですので、そういった子たちを助けてあげることができるということであれば、いいのかなというふうに思います。海外では随分進んでますので、犬はちょっと遅れてきたけれども、今回これをするということで、分かりました。

ありがとうございました。

委員長（松井匡仁議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

（な し）

委員長（松井匡仁議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長（松井匡仁議員）

続いて、討論を行います。討論はございますでしょうか。

まず、反対討論、ございますでしょうか。

（な し）

委員長（松井匡仁議員）

続きまして、賛成討論はございますでしょうか。

委員（河野隆子議員）

賛成討論、いいですか。賛成討論をいたします。

今回、このマイクロチップを埋めるということで、飼い主さんが窓口に行かなくていいと、手続が不要になると、そういうことで飼い主にそういった利益が生じるということも1点ですけど、やっぱり一番私が思うのは、やはりご説明もありましたように迷子犬とか迷子猫、そういった子たちを探し出せると、そういったメリットもあると思います。

あともう一つが事業者としてのブリーダーですね。そういった劣悪な環境で育てているブリーダー、そういったことも摘発できるというところがあるというふうに思いますので、この手数料条例の一部改正については賛成といたします。

委員長（松井匡仁議員）

他に、討論ございますでしょうか。

（なし）

委員長（松井匡仁議員）

ないようですので、これで討論を終結いたします。

続いて、採決を行います。

お諮りいたします。議案第6号 手数料条例の一部改正について、原案のとおり可決することに異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（松井匡仁議員）

異議なしと認めます。

よって議案第6号は、原案のとおり可決されました。

委員長（松井匡仁議員）

続きまして、議案第11号 令和4年度忠岡町一般会計補正予算（第10号）についてを、本常任委員会に係る部分についてのみ担当課より説明を求めます。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

議案書の65ページをご覧ください。議案第11号、令和4年度忠岡町一般会計補正予算（第10号）について説明させていただきます。

第1条は歳入歳出予算の補正で、予算の総額にそれぞれ4,181万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を87億5,020万7,000円とするものでございます。

内容につきましては事項別明細書により、総務事業常任委員会に係るもののみ説明させ

ていただきます。

70ページをご覧ください。歳入で第10款 第1項 第1目 地方交付税で、補正額5,126万6,000円は、普通交付税でございます。第13款 使用料及び手数料、第1項 使用料、第3目 衛生使用料で、補正額239万円は火葬料でございます。第18款 繰入金、第1項 基金繰入金、第1目 財政調整基金繰入金で、3,058万1,000円の減額補正でございます。

73ページをご覧ください。歳出で、総務費、民生費、教育費の一部費目において、職員の時間外勤務手当を増額しております。第2款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費で補正額543万8,000円は、退職者の発生に伴う退職手当でございます。第9目 電子計算費で、補正額20万9,000円は、国における障害福祉サービスデータベースを構築するための総合行政システム改修業務委託料でございます。第12目 災害対策費で、補正額49万円は、緊急地震速報の発表基準に長周期地震動階級の予測値が追加されたことに伴い、追加された原文に自動起動装置が対応するためのJアラートシステム改修業務委託料でございます。第15目 防犯対策費で補正額13万2,000円は、防犯灯電気料金補助金でございます。

75ページをご覧ください。第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第3目 環境衛生費で補正額323万4,000円は、葬儀管理業務委託料でございます。

次ページにまいりまして、第9款 第1項 消防費、第1目 常備消防費で補正額51万6,000円は、消火栓設置及び維持管理負担金でございます。第2目 非常備消防費で補正額27万9,000円は、消防団の出動手当でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

委員長（松井匡仁議員）

ありがとうございます。

説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

76ページの消防費なんですけども、第1目の常備消防費として消火栓設置及び維持管理負担金とありますけども、消火栓設置については、今忠岡町ではどれぐらいの箇所があるんでしょうか。

警防課（下川浩幸課長兼消防署長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

下川課長。

消防本部（下川浩幸消防長兼警防課長）

基準に該当しないというのがありまして、一定、国から基準が示されていまして、そこに該当している水利が351基でございます。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

忠岡町内に国の基準で351基ということなんですけども、今回のこの予算でどれぐらいの箇所を追加されたんでしょうか。

消防総務課（森田憲久課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

森田課長。

消防総務課（森田憲久課長）

今回の補正額で上げさせていただいたのは1基分でございます。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

そしたら、今回のプラス1基で352基ということなんですけども、この消火栓の数というのは、例えば忠岡町の町内で火事起きた場合、どれぐらいの面積の範囲、忠岡町内の面積の範囲で対応が可能なんでしょうか。

消防本部（下川浩幸消防長兼警防課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

下川課長。

消防本部（下川浩幸消防長兼警防課長）

すみません、ちょっと先ほどの消火栓の個数の質問、これのちょっと訂正させていただきます。基準に該当する分が311基でございます。で、二家本委員おっしゃっているその311基で管内の範囲をどれぐらい包含できるのかというふうなところのご質問かと思うんですが、この1基の消火栓で100平米包含できる、水平距離で100平米包含できるというふうなところで仮定してございます。ただ、これが忠岡町管内で試算しますと331基が必要になってくる場所なんですけども、そのうちの基準に該当している消火栓、本町が保有している消火栓は311基というふうなところでございます。すみません、100メートルで包含というふうな形になります。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

分かりました。そしたら今のところまだ、忠岡町内全部カバーしようと思ったら20基ほど不足しているということなんで、これからも忠岡町内、消火活動のために、できればもうちょっと増やしていただきたいと思います。

あと、もう1点。

消防本部（下川浩幸消防長兼警防課長）

委員長、すみません。

委員長（松井匡仁議員）

下川課長。

消防本部（下川浩幸消防長兼警防課長）

消火栓の数は20基足りないというような状況が現状なんですけど、その代わりに防火水槽であるとか、また川、海というふうなところがございまして、その分を試算しますとおおよそ忠岡管内の地区はカバーできているのかなというふうな状況でございまして。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

ありがとうございます。

すみません、ちょっともう1点だけ。73ページの総務費、総務管理費の災害対策費ですけれども、今回、長周期地震動階級の予測値が追加されたので、Jアラートの改修ということなんですけれども、すみません、すごい基本的なことなんですけれども、Jアラートでお知らせする災害についてという、多分地震とか津波とかあると思うんですけども、どういった内容がJアラートで皆さん通知されるんでしょうか。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

小倉課長。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

Jアラートでございまして、Jアラートで主に配信する情報でございまして、例えば弾道ミサイルの飛来情報であったり航空機の攻撃情報というような、いわゆる国民保護に関するような情報がJアラートで流れます。

あともう1点が、いわゆる気象に関するものでございまして、例えば大雨の特別警報等

が発令された場合も J アラートが鳴りますし、大津波警報が発令された場合も J アラートのほうが吹鳴、いわゆる鳴ります。

あと緊急地震速報というところで、震度 4 以上の揺れが観測される予測がある場合にも緊急地震速報として J アラートのほうが吹鳴、放送されます。

以上でございます。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

すみません、緊急地震速報で 4 以上というのはあるんですけど、この長周期地震動階級、たしかこれ、1 から 4 だったと思うんですけども、今回この J アラートのほうで、どのレベルに達したらこの J アラートでお知らせすることになってるんでしょうか。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

小倉課長。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

議員おっしゃったとおり長周期地震動の階級でございますけども、階級が 1 から 4 までございます。今回、J アラートのほうが吹鳴する、鳴る基準でございますけども、階級 3、4、この 2 つの情報を受信した場合に J アラートのほうが放送されるということになっております。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

すみません、もう 1 点だけ。そしたらお知らせ方法なんですけども、よく防災行政無線で J アラート、「これから試験放送します」とかいうのあるんですけども、今、個人的にスマートフォンとかで避難情報とか緊急地震速報って入ったりはするんですけども、それも今回の J アラートのシステム改修ということで、防災行政無線とスマートフォンとかのお知らせに、これも入るということですか。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

小倉課長。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

まず、緊急地震速報につきましては J アラートのほうで吹鳴いたします。今回の階級 3、4 の情報を受信した場合に鳴るように改修のほうをさせていただきます。あと、スマ

ートフォンなんですけども、これについてはいわゆるエリアメールというような形で、いわゆる携帯電話の事業者に対して、気象庁のほうから情報のほうが送られますので、そこから情報のほうが配信されますので、忠岡町内、もし仮に長周期地震動の3、4の情報を受けた場合はJアラートと連動している防災行政無線も鳴りますし、いわゆるキャリア、ドコモ、au、ソフトバンク、楽天の携帯電話をお持ちの方については緊急地震速報として携帯電話も鳴るといふような仕組みになっております。

委員長（松井匡仁議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

委員（北村 孝委員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

北村委員。

委員（北村 孝委員）

すみません、ちょっと教えていただきたい。73ページの総務費で、税務総務費の時間外勤務手当ですけど、これは申告の時期の職員さんのあれなのか、ちょっとこの辺、教えてほしいんですけども。

もう1点は75ページの衛生費で、環境衛生費、葬儀管理業務委託料323万4,000円上がってますけど、これ当初予算では委託やから、新たにできたんか、なぜこの補正でこの金額が上がってきたのか、その辺ちょっとお願いします。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

まず1点目の徴税費における時間外勤務手当の増というところでございます。時間外勤務手当ですので、正職員の分になるんですけども、今回計上させていただいているところ全般に言えることなんですけども、コロナの感染者というのが昨年と比較して職員の感染者が倍、ちょうど倍の数字に、今年度なってございます。その分、感染すると9月までは10日間の自宅待機になりましたので、こういったところの影響がいろんな面に出ているのかなというところでございます。

また、税務におきましては、人事異動もありましたので、若干その辺で時間がかかってしまっているケースもあるというところでございます。

以上でございます。

住民課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

大谷課長。

住民課（大谷貴利課長）

火葬料、委託料の件でございますが、火葬件数につきましては毎年少しずつ増加する傾向ではございます。令和4年度当初予算を組む際に、令和4年度の火葬件数は約220件程度ということで見込んでおりました。しかしながら、昨年秋ぐらいから火葬件数が前年を大きく上回る状況が続いておりました、最終的に件数もそれなりに増えるだろうということで、委託料のほうもちょっと足らなくなってくるという状況になっております。

なぜこれだけ火葬、死亡件数ですね、死亡件数がなぜこんだけ急に増えたかという要因はちょっとはつきり分かっておりませんが、他市町のほうでも同様の状況になっているというふうには聞いております。

委員（北村 孝委員）

結構です。

委員長（松井匡仁議員）

よろしいですか。

他に、ご質疑ございますでしょうか。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

まず1つ目が、70ページの普通交付税の件なんですけど、最終的な交付税かと思うんですが、これは大体予定していた額が入ってきたということでしょうか。

財政課（岩佐式人課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

岩佐課長。

財政課（岩佐式人課長）

すみません、再算定による普通交付税の増ということなので、そもそも当初の時点では再算定を想定していないというところでございます。ですので、令和3年度と4年度と、国のほうでの国税収入の上振れによって再算定が生じてきたということで、イレギュラーな形なので、本来想定はしていないものでございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

そしたら、想定してなくてもこれだけ入ったということで、そう理解してよろしいでしょうか。

財政課（岩佐式人課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

岩佐課長。

財政課（岩佐式人課長）

お見込みのとおりでございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

分かりました。

あと、先ほどからJアラートのこと、質問がありましたけれども、住民の方に即にお知らせするという事は非常に大事だと思うんですが、聞こえなかったら何にもならないということで、これは何度かご質問もさせていただいたところですけども、そのJアラートを鳴らしたときにどの地域が聞こえにくいかというところは調査は、その後どういうふうになっていますでしょうか。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

小倉課長。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

Jアラートというよりも、むしろ防災行政無線のことでお尋ねいただいているのかなというふうに思っております。防災行政無線ですけども、従前からの聞こえにくい地域があるというふうなご指摘もいただき、私どもも現地に出向いて聞かしていただいているんですけども、メーカーに問い合わせたところでも、なかなか実際に改修するとなると、スピーカーの増設等の話になってきますので、予算も伴う中で非常に難しいところがございます。

それを補う措置といたしまして、従前から、昨年度ですかね、導入させていただきました、従前から導入させてもろてます聞き直しシステムであったり、固定電話限定にはなっておるんですけども、防災行政無線の放送内容が聞けるような仕組みも入れさせていた

だいてますんで、そちらのほうを活用いただけたらなというふうに考えているところでございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

いろいろと対策は取られていて、追加されたところもいろいろあるんですけど、やはり高齢者で1人暮らしで、耳が非常に、もう聞こえにくいという方なんかは、なかなか電話の声も聞こえにくいと思いますので、やはりそういった状況が生まれないように、スピーカーを増やすということはかなり予算も要ると思うんですが、やはり災害対策というのはこれから非常に強化していくべき課題だと思いますので、そこら辺は担当としてはどうお考えでしょうか。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

小倉課長。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

いろんな情報伝達の手段がある中で、防災行政無線は非常に大事な情報伝達手段というふうに考えておるんですけども、やはり幾ら力を入れても全ての家庭に、あらゆる気象状況の中で情報を伝達するというのは非常に難しいというふうに考えているところがございますので、先ほど申し上げたとおり代替りの手段の充実というところを中心に考えていきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほう、よろしく願いいたします。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

引き続き、いろんな手法があると思いますので、そこら辺は手探りで考えていただきたいと思いますというふうに要求しておきます。

それとあと、葬儀の委託料が増えてるということなんですが、昨日の財政の説明会で介護保険課のほうでも「9月から非常に亡くなった方が多い」というふうな報告もありました。それで、大谷課長から要因は分からないということなんですが、コロナでお亡くなりになった方も増えているのかなというふうにも思いますけど、この火葬というのは忠岡町だけでなく他市からも来られているということですよ。前に何かそういった説明があっ

たというふうに思うんですけど。

住民課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

大谷課長。

住民課（大谷貴利課長）

河野議員のおっしゃるとおり町外の方も受け入れております。実際、今の件数自体は町内、町外の方を含めての件数ということの、全体の件数でやはり1.5倍程度、昨年同時期、秋ぐらいから増えているという状況でございます。

要因といたしまして、コロナで亡くなった方というのも、令和3年度でコロナで亡くなった方は本町の場合5件、実数でございました。今、令和4年度、2月末までで、あと8件ということになっております。単純にコロナで亡くなった方が増えているということになるんですけども、全体がなぜここまで増えたかというその要因につきましては、我々のほうとしましてもちょっと要因はよく分からないという状況でございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

委員、すみません、12時をちょっと過ぎようとしております。理事者の皆さん、委員の皆さん、このまま続けさせていただいてよろしいですか。

（「はい」の声あり）

委員長（松井匡仁議員）

では、続けさせていただきます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

もうたくさんございませんので、もう少し、あと何点かで。

町外の方もいらっしゃるということなんですが、この町内と町外の件数というのはお分かりになると思うんですけど、ちょっとそこだけ教えていただけますか。

住民課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

大谷課長。

住民課（大谷貴利課長）

すみません、2月までの実績ということでもいいんでしょうかね。すみません、ちょっとお待ちください。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

そしたら調べていただく、ちょっと時間がかかるようですから、ほかの質問しておいてよろしいですか。

退職手当が73ページに出ているんですが、これは予想していなかった方の退職手当だというふうに思うんですが、これは1名の方ですかね。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

今回の補正の対象となる退職者は4名でございます。定年退職ではない自己都合による職員が4名でございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

分かりました。4名でこの金額ということは、比較的年齢の若い方かなというふうに思うんですが、4名だとちょっとお仕事上、支障が出てこないかというふうに思うんですが、自己退職の理由が分かれば教えていただきたいのと、あと、新年度で補充はされるんでしょうか。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

お察しのとおり4名でこの金額ですので、本町に就職して10年未満の職員が3名、以上の職員が1名という内訳になっております。あとちょっと、これは補正の話なんで、4名と申し上げてますけども、あと1名、この時期に退職を選ばれた職員がおります。一応

申し添えておきます。それから、その方については退職金が、新しい地方公共団体に就職しますので、そこで引き継ぎをしてくれるということで、本町での支払いがないというところがございます。

補充ができるのかというところがございます。もちろん仕事に穴があいてはいけません。ただ、そういう10年前後の職員が抜けて、全くの新人が来るので、影響がないということではないのですが、退職の表明の時期でまだ採用が確定していない場合については補充という形ができるんですけども、今年に限っては全て補充し切れなかった状況でございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

4名プラス1名ということで、やっぱり仕事に支障があってはならないというふうに思うので、年度途中でも募集をかけて募集されると、そういったことはお考えではないでしょうか。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

その辺は人事異動の中で、全ての業務が4年度と5年度、同じ状況というわけではございません。4年度、瞬間的に増えた業務等もございまして、そういったところで調整できる限りはしていった、なおかつ足りないということであれば採用というふうな事務になってくるかなと考えております。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

分かりました。

住民課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

大谷課長。

住民課（大谷貴利課長）

先ほどの火葬の件数でございますが、すみません、3月の見込みも含めた推測値という

ことで考えている数字でございますが、町内で約300件、町外で20件というふうに見込んでおります。

委員（河野隆子議員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

分かりました。町外の方はやっぱり近隣、岸和田、泉大津とかの方かなというふうには。

この町外というのは、例えば亡くなられた方が他市であって、喪主の方が町内だったら町内のほうにカウントされるんですかね。

住民課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

大谷課長。

住民課（大谷貴利課長）

あくまで住民票があるかないかということになりますので、亡くなられた方が忠岡町以外の方であれば町外ということになります。

委員（河野隆子議員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

分かりました。そうすると、この町外の方が20件ということで、コロナが非常にすごい感染者が多いときは、やっぱり近隣でなかなか火葬ができない方が忠岡町に来はるということはちらっとお聞きしたように思うんですけど、この町外の方の、この忠岡町で火葬するといった理由というのは何なんでしょうか。

住民課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

大谷課長。

住民課（大谷貴利課長）

やはり例えば岸和田の火葬場がもう枠がいっぱいだったとか、そういう形で、岸和田に比べれば比較的うちはすいているのかなと思いますので、そういう理由で空いているところを業者さんが探して依頼されるというようなケースですね。

委員（河野隆子議員）

分かりました。

員長（松井匡仁議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

（な し）

委員長（松井匡仁議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長（松井匡仁議員）

続きまして、討論を行います。討論はございますでしょうか。

賛成討論、お願いいたします。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

補正予算ということで、令和4年度の最終の補正予算だというふうに思うんですが、非常にJアラートのシステム改修も災害対策費とって盛り込まれていまして、そのほかの防災無線ですね、そこら辺もいろいろと、これから足りないところは補充していただいて考えていっていただきたいというふうなことは要求しておきたいと思います。

それと、退職者の方が4名ないし5名いらっしゃるということですが、年度途中であっても補充をしなければいけないというところがあれば補充をしていただけるということでした。

あと、常備消防費のところも消火栓、これは1基分増やしたということで、まだ20基弱足りないということでありましたが、川とか海とか、あと農業水利やったか、すみません、ちょっと言葉を書いてないので分からないですけど、そこら辺でカバーができるということでありましたけれども、消火栓もやはり、火事もちょっと最近では忠岡町、少なくなっておりますけれども、全国では非常に火災の映像も流れているところでもありますので、常備消火栓も増やしていただきたいというふうに要望いたしまして、この補正予算には賛成をしたいというふうに思います。

委員長（松井匡仁議員）

他に、ございませんか。

（な し）

委員長（松井匡仁議員）

これで討論を終結いたします。

続いて採決を行います。

お諮りいたします。議案第11号 令和4年度忠岡町一般会計補正予算（第10号）に

ついて、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(松井匡仁議員)

異議なしと認めます。

よって議案第11号は、原案のとおり可決されました。

委員長(松井匡仁議員)

以上で、本委員会に付託を受けました議案3件について、全て議了いたしました。

本日の審議経過並びに結果につきましては、次の本会議において委員会委員長報告を行います。委員の皆様方、ご協力をよろしくお願いいたします。

委員長(松井匡仁議員)

その他、理事者のほうで何かございますでしょうか。

南次長。

町長公室(南 智樹次長兼総務課長)

先ほど議案第4号で、忠岡町個人情報保護に関する法律施行条例の制定の中でご審議いただき、河野委員からご質問いただきました諮問庁とはというところがございますが、それに対して私、忠岡町とお答えさせていただいたかと思えます。これ、ごめんなさい、ちょっと訂正お願いしたいんですが、正しくは忠岡町を含む諮問した実施機関でございます。よろしくお願いをいたします。

委員長(松井匡仁議員)

よろしいですか。

委員(河野隆子議員)

質問していいですか。

委員長(松井匡仁議員)

河野委員。

委員(河野隆子議員)

ありがとうございます。訂正ですね。

町長公室(南 智樹次長兼総務課長)

はい。

委員(河野隆子議員)

忠岡町を含む諮問の機関というのはどういった機関になるんですかね。そこだけ1点お願いします。

町長公室(南 智樹次長兼総務課長)

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

議案書の35ページでございますが、定義の第2条で規定してございます各実施機関で  
ございます。

委員（河野隆子議員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

第2条に書かれているところですね。財産区というところに関わってくるということ  
ですね。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

第2条の規定のと通りの各実施機関でございます。

委員長（松井匡仁議員）

他に、理事者のほうからありますか。なしですか。

（な し）

委員長（松井匡仁議員）

議員さんのほうで、総務事業常任委員会に関する事で何かございませんか。

（な し）

委員長（松井匡仁議員）

ないようですので、総務事業常任委員会を閉じます。

委員長（松井匡仁議員）

閉会に当たりまして、町長よりご挨拶を頂きます。

杉原町長。

町長（杉原健士町長）

長時間にわたりまして慎重審議ありがとうございます。本会議でのご賛同、よろしくお  
願いたします。

本日は誠にご苦勞さんでございました。

委員長（松井匡仁議員）

ありがとうございました。

以上で総務事業常任委員会を閉じます。

委員の皆さん、本日は大変お疲れさまでございました。

(「午後0時10分」閉会)

以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和5年3月2日

総務事業常任委員会委員長 松 井 匡 仁

総務事業常任委員会委員 河 野 隆 子